

「邪馬台国問題の解決のために」の補説

牧 健 二

【要約】 この論文は「国史論集」の拙稿を補足したもので、特に音韻論上の大和説が成立したい理由、至と到との三国志における使用例の区別、伊都国以前と以後とにおける至の字の意味の変化、伊都国以後の行程記事が誤解されてきた理由、女王国と邪馬台国とを同一視する説が陥るべき自己矛盾、投馬邪馬台两国への水行日数の計算法、魏志における水行日数の記事の軽視の事実とその理由、里数戸数の誇大記述の程度及びそれを生じた理由等について詳論した。

倭人の邪馬臺国に関する疑問の解決はわが国の近代史学に課せられた難題の一つであり、殊に大戦後学界の論鋒はさかんに之に向つて集中された観があるが、之を問題にすることは既にその端を徳川時代に発し、さかのぼれば日本書紀以来の疑問であつたものと見るべく、更に進んでは唐初の姚思廉（六三七歿）の梁書が問題發生の端緒を作つていると云うことができる。だから誰が手をつけても、この難関をそう簡単に突破しうるものとは思えぬが、同時にまた、今日に至るまでのさかんな討込みの結果は、最後の打開の日を迎える機運にあるとも云えよう。私も微力を之に向つて捧げようと思ひ、

先年来先学の苦心のあとをうけて多少の考究をつづけ、読史会創立五十年を記念した『国史論集』に表記の一文を寄せたが、与えられた紙数に制限があつたので意を尽さなかつたところがあり、聞々訂正を要する所もあるので、その後の考察を交え、ここに本誌の余白を借りかの論文を補説する。

一 連続的読法の不成立

倭人伝の行程記事に対する連続的読法には、邪馬臺を大和にあてゝる近畿説と之を九州に求める九州説とがあるが、まず近畿説につい

ては、原文には明らかに南とある文字を故意に東に直して読んでいるところに致命的難点があることと、後漢書の唐注により少くとも唐では邪馬臺と大和とは音を異にしていたこととの二つの理由をあげて、その成立しがたいことを述べておいたが、なお更に一つの理由を追加することができる。それは伊都国から女王国の首府の所在地であつた邪馬臺国までの距離である。魏志によると帯方郡から邪馬臺国までは、里数にして一万二千余里であつたが、郡から伊都国までの里数は合計して一万五百余里であつたから、伊都国から邪馬臺国までの里数は残余一千五百里となるので、近畿説は今日伊都国の故地と推定される福岡市西方の前原町から近畿の大和までが、魏志に記すところの一千五百里であつたことを認めねばならないであろう。然るに魏志によれば一支から末廬を経て伊都に至るまで、即ち今日の沓岐から松浦のあたりを経て前記の前原に至るまでの距離が、問題の一千五百里であるから、今それほどの距離を前原町から東に向つて進むとすると、門司市をこえて本州に渡ることとはできない。近畿説はこの事実をいかに説明しようとするのであるか。然るに北史には倭人は里数を知らず計るに日を以てすとあるから、一千五百里という里数もまた倭人から聞いた数字であらうはずはない。もちろん魏で計算した里数であつて、東に向えば本州に達しない里程であつた。とすると近畿説は、前記の二つの理由のうゑに、この

距離上における成立難が加わることになるのである。

なお邪馬臺の音について補説しておきたいことは、後漢書東夷列伝の唐章懐太子賢注に邪馬臺の音に闕して「按、今名邪摩推、音之訛也」としたが、文字を吟味すると、推の字は堆の方が良さそうである。北史倭国伝には「居於邪摩堆、則魏志所謂邪馬臺国者也」とあつて、大和をさす邪摩堆と魏志の邪馬臺とを同一視して、前記の後漢書の唐注はその表現法に従い、大和の音を表現した邪摩堆が魏志の邪馬臺と同一であることを認めつつ、邪摩堆と邪馬臺とは音を異にしているので「按、今名邪摩堆、音之訛也」と注したのであらう。馬と摩との音の差の有無については暫く之を措き、臺と堆とは共に漢音がタイであり、和音のトを表示するために使用されたのであらうが、呉音になると臺はダイであり堆はテであるから、兩者の間に音の差があつたものと思う。但、推の字も堆と同じく漢音タイ、呉音テであることを附記する。そうして大和はわが大化以前において、中国で既に邪摩堆と表示されていたと推考されるが、堆の字は魏志の邪馬臺の臺とは音を異にしながら、地理的に兩者は同一視されていたのである。既掲の後漢書の唐注はこの事実を明らかならしめるための貴重な史料である。之によつて知られる事実は、音韻上から正確に云うと、大和は邪摩堆ではあるが、魏志に云う邪馬臺ではないと云うことになる。北史・隋書を初として魏志

の邪馬臺を近畿の大和と同視した諸本は皆誤つていたのであるといふことになる。音韻のうえでこの事実が明らかになつたことは甚だ注意されるべきことである。邪馬臺の表現するヤマトなる音が大和の音のヤマトに一致するというのが、近畿説が主張せられ固執せられた強固なる理由であつたのだが、中国の史料は音韻上それを否認せしめるのである。大森志郎氏は『魏志倭人伝の研究』において、大和即ちヤマトのトの音を表現した漢字を、主として万葉集を材料にして克明に調査された結果、それらはいずれも臺の字と同じ部類に属するので、邪馬臺国が大和であるという説は上代仮名遣いによつて判明した音韻学上成立すると説かれてはいかかわらず、現に唐の学者が伝えた音韻の上では大和説が支持されがたいことになるのである。^註氏の説は万葉の仮名で書かれたトの清音に甲乙の二類あるという説を基礎にされているのであるが、九州の山門説については、山門の門の訓は甲類に属し邪馬臺の臺の音は乙類に属するので、邪馬臺を山門郡あるいは山門郷にあてることが、上代の日本語の音韻の表記法に照して成立しないと論じ、従つて倭人伝に見える地名や人名を九州に求める説は一種の語呂合せに近いものと見られているのであるが、いま万葉と同時代或はそれ以前の中国の史料により、邪馬臺は大和であるという音韻に基づく主張が支持されがたいといふことになる、右の説についても確かに氏の説に従ふこと

はできないのである。さなきだに音韻を七世紀の後半から八世紀にかけて出る史料に基づき三世紀の魏の時代にさかのぼらせて論ずるということとは、氏もまた認められており相当無理なことである。音韻論は重視されるべきであるが、現在のところそれを本にして邪馬臺は大和であつて、山門ではありえぬという説を立てることは無理ではなからうかと思う。むしろ邪摩堆は大和であつたが邪馬臺は大和でなかつたという、唐の音韻を注意しつつ、邪馬臺が山門であつたか否かは、魏志の文の政治地理的ないし歴史地理的研究に基づいて考定されるべきこととがらである、と考へる。

次に九州説の中では従来最も強く支持せられ來つた筑後右明湾沿岸の山門郡を邪馬臺国の故地であると見る説について、連続的解読の成立しがたい三つの理由をあげておいた。不弥国に当る宇美町から邪馬臺に当る大和町までの現実の距離が魏志の記載に比して法外に短距離であること、連続的説法ならば水行が陸行よりも前であるべきこと、水行が果して筑後川の舟行を指していると云えるかも疑わしいということ。このうち第一の点は再説を要しないが、第二の点については原文に水行十日の後陸行一月であるべきだとしたが、投馬国への水行二十日がその前にあるから、水行三十日の後とすべきである。だからそのように訂正するが、それは有要な訂正である。なぜならば、筑後川を舟行しえたのは、この川の支流である宝満川

が本流に落合つたあたりからではなからうかと思うが、そうだったとすると不弥から邪馬臺までの道程の程までは水行ができなかつたことになるのである。かりに宝満川の中流から舟行しえたとしても、不弥からそこまで、全行程の最初四分の一は陸行であつて水行ではありえないから、不弥國から先が連続してすぐ水行で始まるということにはならぬ。だから之も連続的進行の記事として解説することを不可能ならしめる理由であると思うのである。第三の点も原論文は簡単すぎて説明を要するが、水行という文字は倭人伝の最初の方に「循海岸水行」とあつて、海上の航海の場合に使用している。之に対し陸行は末盧國から伊都國への進行について「東南陸行五百里」と記している。この二つの対照を念頭におくと、陸行に對する水行は海上の航行ではないだらうかとの疑問を生ずるので、筑後川の舟行があつたとしても、陸行に對置して水行というのは、果してどうだらうかと思つたのであるが、中國の法制では河・江・其他を分けて、陸上の水行の行程を本位にして規定していたほどであるから、九州を文字どおりの大島と信じ、筑後川の舟行が有要であるとしていたならば、もちろんそれを水行とよんで陸行に對置しえたわけである。だからこの点に関する原文を削除する。

連続的説法について私は、このように近畿説は三つの理由により、九州説を代表する旧山門郡説は二つの理由により、ともに成立が困

難であると考へる。近畿説の成立難の原因は、魏志の原文に對して故意に忠実でないことであり、九州説の成立難の原因は説明が不自然である上に必ずしも原文に忠実でないことに宿つている。我々も研究の結果筑後の山門郡を以て問題の故地であると断定するに至つたが、魏志の原文に忠実で解釈が不自然でないことを旨とすることを努めた。そのためには魏志の原文をこれまで行われたいよりも、精密に解説することを要したのである。

二 「從郡至倭」の解釈

倭人伝の行程記事の書き出しである「從郡至倭」の四字は、行程記事の全文を支配するから、之を正確に理解することはもとより極めて大切なことであるが、從來はこのことが案外輕視されていたのではなからうか。まず郡とあるのは帶方郡である。翰苑卷三十倭國の條の註記所引の魏略には「從帶方至倭」となつてゐる。魏志倭人傳の他の部分を見ても、「王遣使詣京師・帶方郡・諸韓國、及郡使倭國」とあり、その他帶方の太守の劉夏や弓遵が使を倭に派遣したことが見えてゐる。だから帶方郡であることを疑う余地はないが、後漢書は「渠浪郡徵、去其國二千里」としてゐる。之は渠浪郡の南部をさいて帶方郡を設けたのは、後漢の末のことであつたので、後漢書は特に帶方郡を渠浪郡徵と稱したのに相違ない。

徴は境である。然るに後になると魏志と後漢書とをこつちやにして、北史や隋書は「去樂浪郡境及帶方郡並一萬二千里」としたので、どこから出發したのか判らぬようなことになっている。だが魏略や魏志の語るところは明かに帶方郡である。だが、帶方郡と云つても、広いので、郡のどこからの距離であるかが問題になるのであるが、之は、帶方郡の首府の所在地と解すべきである。このことは政府の編述した行程記事では当然のことと思うが、倭人伝をふくむ魏志東夷伝では、夫余について「夫余在長城之北、北去玄菟二千里、南与高句麗、東与挹婁、西与鮮卑接、北有弱水」となし、夫余と挹婁とは境を接すると云いながら、挹婁について、「挹婁在夫余東北千余里」と述べているのが参考になる。このことは、兩國は境を接していたが、首府の間の距離は千余里であつたことを意味するのである。同様のことは「自郡至女王國二萬二千余里」についても云えるのであつて、帶方郡の首府の所在地から倭の諸國を結合していた女王國の首府の所在地までが、一萬二千余里であつたことを意味するのである。

ただ私が前論文において注意を促したく思つた点は「從郡至倭」とある場合の倭であつて、之は倭國とか女王國とか況んや邪馬臺國というが如き、特定の國名を指してはず、広く倭人の三十國をはじめ諸國を指していただろうと思うのである。倭は中國の文獻にお

いて既に長く倭人の社会乃至國家を意味する文字として使用せられ、魏志ではその土地を倭地と稱し、その民族を倭種と云つた。魏志のうち倭國という文字が見えても、それは單なる言葉の含蓄であつて、倭國と名づける特定の國家が蔽存するとされていたのではなかつた。それが魏志の倭人伝に云うところの倭であつた。前論文では倭國の名は「其國本亦以男子為王、住七八十年、倭國亂」とある一箇所のみ見ると云つたが、それは誤で、そのほかに帶方郡から倭國に使を派遣する記事が二箇所見えている。だから魏との交通上において倭國の名は決して輕視されてはならぬ。ことに卑弥呼以前の男王時代の倭人の諸國連合体をも倭國とよんでいるから、倭人の統一國家の名稱として倭國の名は、まことに重寶な名であつて、之を利用するのが便利であると云えよう。だが倭國という正式の國名があつたわけではなかつた。魏の明帝は卑弥呼を封じて親魏倭王とよんだが、親魏倭國王とはよんでいない。榎教授も指摘されたように、倭國というのは劉宋以後に見えるのである。だから魏志の倭を倭國という特定の國であるとするにはそれだけの無理がある。倭國は女王國と同様に便宜的名稱であり、女王國よりも広くその基礎的な國家の名稱であつた。從つて倭を倭國又は女王國を指すものとするこゝでもできず、況んや女王國の首府の所在地であつた邪馬臺國であつたということもできぬ。そうしたことは行程記事の終の

「自_二郡至_一女王國二万二千余里」に至つて、初めて問題になることであつて、行程記事の初に「自_二郡至_一倭」と云つてゐるのは、そのすぐ前に「今使訳所_二通三十國_一」と述べてゐる三十國以上もある倭

人の諸國を指しているのと見るのが穩当であらう。後漢書になると「倭在_二韓東南大海中_一」として、魏志の倭人を倭に改め、韓と同段の地名で表現しているけれども、後漢書が書かれたのは魏志よりも百何十年か後代の五世紀前半のことであるから、その頃倭においては大和朝廷を中心とする統一國家が強國化し、韓半島に進出してそこに領土をつくり、更に倭國王の讚や珍が宋に使節を派遣していたから、魏の時代とは情勢全く一変した後のことである。だから、之を「倭人」とよばず「倭」と称びうるようになっていたのである。魏志を読むに當つては倭人伝の冒頭が、倭人という民族的称呼で始まつてゐることを輕んじてはなるまいと考える。

三 至と到との別

次に拙論は行程記事解説上の重要な項目として、至と到とを區別すべきことを注意し、至は國ごとに使用されてゐるにかかわらず、到は狗邪韓國に到ると伊都國に到るの二箇所以外には使用されてゐないことを重視したのであるが、この事實の重要性を明らかならしめるためには、倭人伝のみならず広く魏志において、また同じ撰者

の編述に成れる三国志全体を通じて、至と到とを拙論において主張したような差違ある用語として使い分けていたかどうかを調べて、その確証を示す必要があると思ふのである。

だからその点について補説する。魏志をはじめ吳志蜀志における實際の用法はどうなつてゐるかというに、まず第一に、至も到も人が進行して一定の土地に向つて赴き之に到達する場合に用いられてゐると共に、また逆に先方から当方の一定の土地に來着することを表現する場合にも用いられてゐるのである。例えば魏志の鮮卑伝に「太和二年秋豫將_二西部鮮卑蒲頭泄熯泥_一、出_二塞討_二鬱築鞬_一大破_二之_一」に「至_二馬城_一」は、至を田豫が目的の馬城に到達したことを表現するの意に使用した例であり、魏志の田豫伝に、「豫到_二馬城_一」に「至_二重_一」は、到を同じく田豫が馬城に到達したことを表現するために使用した例であつて、先方の目的地に到達するの意において、至と到との使用法に差別のなかつた例である。次に逆に先方から当方の一定の土地に來着することを表現した例としては、魏志の郭淮伝に「淮屯_二北原_一、壘壘未_二成_一、蜀兵大_二至_一、淮逆_二擊_一之」とある場合の至は、敵の蜀兵が、我が北原に進攻し來つたことを意味するが、魏志の楊阜伝に「異復与_二昂保_一祁山、為_二超所_一圍、三十日救兵到、乃解」とある場合は、救援軍が我が祁山に到來したことを表現した実例である。このように至も到もともに、一定地に到達した事實を表現す

ることにかかわるところがなかつたのである。

それなら両者は全く同義に使用されて区別がなかつたかといへば、決してそうではない。両者の使用例を比較すると、至の方が到に比して数倍多く頻出している。それは次の理由に基づくのである。まず至は時間的にも場所的にも、社会的地位においても、精神的又は外形的状態においても、一方の限界に在ることを表現するために用いられる。今煩をさけて一々出所を示さないが、時に關しては「自春至冬」といい、所に關しては「取地二千余里至滿漢汗為界」といい、社会的地位については「公卿以下至于學生」とか「自少至長」とかいうの類であり、精神的状態については「和之至也」といい、外形的状態については「衰弱至於泯滅」というが如きはその例である。従つて至の字を使用して比較級が最高度に達した状態にあることを表示する抽象名詞が多いことは、至急・至高・至誠・至便などの熟語を列挙するまでもない。従つてある窮極の状態の發生を表現するためには、常に至の字を使用した。「奕至於宮室」、「必將至於敗」、「禍至於家」、「尊崇未至乎止」、「至末塗純德既毀」、「官有正法何至於此」の類である。こうした場合にも「此三臣者思慮不到則已」（吳志步隨伝）とある用例の如き類似的用法がないではないが、窮極の状態の發生という前記の事例とは異つてゐる。また時に關しては至を用いる例であつた。「至孝文

時」、「至今猶置功曹主簿」、「至夜卒」、「至王莽之亂避地」の類である。更に至が行く又は赴くの意で使用されるときは、必ずしも現実の到達の表現を目的とせず、単にそこへ行くとか又は到達の可能性があるとかという意味をふくめて使用されている。魏志が高句麗における婚姻の慣行を叙して、「其俗作婚姻、言語已定、女家作小屋於大屋後一名婿屋、婿暮至女家、戶外自名、跪拜乞得就女宿」とある場合の至は、女家に到達しなければ目的を達しないことに相違はないが、到達そのことを目的として至の字を使用するほどに、至を強調してゐるのではない。また倭人伝に「又有裸国黒齒国、復在其東南、船行一年可至」とあるのは、到達の可能性のある場合に至の字を使用した例であつて、到達するとは定まつていないのである。このように至の字の用法が、広いのに対して、到の字は既述のとおり精神的にある窮極状態に達するの意において使用されないではないが甚だ稀であり、普通には人が進行して一定の土地に到達するの義において使用されている。従つて到は至に比較すると使用された度数が目立つて少いのである。至を冠した熟字と到を冠した熟字とを比べて見ても、今日このことが云える。

以上によつて至と到との使用法が三國志において、区別のおのずから存するものがあつたことが明らかになつたであらう。一定の土地に赴いて達し或は來つて着するの意においては、至よりも到の方

が一層適切な文字として使用されていた理由があると云える。到達の意において至も到も差別なく使われた例のあることは先に述べたとおりであるけれども、至の使用法は到よりもひろく、到ほど決定的に到達の観念を表現するために使用されていないのである。このことは至と到とが同一の文章の中において使用されている場合の、差別的用法となつて現れているのである。三国志第二十六卷魏志の満寵伝に次の文が見える。

其冬孫權揚声欲至合肥、寵表召亮豫諸軍皆集、賊尋退還、被詔寵兵、寵以為、今賊大举而還非本意也、此必欲偽退以罷吾兵而倒還、乘虛掩不備也、表不罷兵、後十余日權果更来到合肥城、不克而還、

其冬とあるのは魏の明帝の太和四年（二三〇年）の冬であつて、卑弥呼が初めて魏に使節を派遣した景初三年（二三九年）の九年前のことである。呉の孫權が魏の南境に位置した合肥を奪取しようとしたのに対し、豫州の刺史であり征東將軍であつた魏の満寵が之を防衛した戦略に関する記述の一部である。孫權が「声を揚げて合肥に至ろうと欲した」ことと、彼が一旦偽り退いて満寵が豫想したとおり、「更に來つて合肥城に到つた」ことが対照的に書かれているのであるが、至は目的地の合肥城に到達することを欲すればそれで足り、到達の事実なくとも使用しうる文字であつたが、到は合肥城

に到達したという事実があつた後に初めて使用しうる文字であつたという差異が、この引用の文例によつて明白になつたことと思う。至と到とは右の文章において置替えることのできない文字である。置替えては文章の体裁を成さなくなるであらう。

そこで本論にかえるが、倭人伝の行程記事は原則として至を用いているにかかわらず、特に前記の二箇所だけは到にしていることは、決して之を輕視してはならないのである。その二箇所は狗邪韓國と伊都國とであるが、前者は中国の大陸の延長である韓半島の沿岸を航行して最後に到達した地点であると共に、これから海を渡つて倭人の諸國に赴く航路に移る転向の地点であり、後者は倭の本土に上陸した後、帶方郡の使節の倭に赴く者が駐在することを慣例とした地点であつて、倭に至るための大陸の結接点と公式の旅程の終結点であつたと云つてもよい地点である。「從郡至倭」というのは既考の如く帶方郡から、倭人の諸國に至るといふ意味をもつが、伊都國は使節の常に駐まる場所であり、魏や帶方郡の使節が旅程を終りえた地点であつたから、倭人の諸國の中では特に重きをなした國であつた。だから倭人伝の行程記事が狗邪韓國とともに、伊都國に重きをおいたのは当然のことであつた。魏志がこの二箇所特に到の字を使用したゆえんである。

更にこの二箇國への到達について特に到の字を使用したのは、決

して単に文章の段落をつけるためのみではなかつた。至と到との二字のあいだに、既考の如き使用法の差のあることを注意するならば、到の字で区切りをつけた郡から狗邪韓国までの第一段と、狗邪韓国から伊都国までの第二段とでは、行程記事の文章そのものが連続的進行式に書かれていることが明らかであるとともに、それぞれその最後の地点において、到の一字を置くことにより、人は進行して遂にその地点に到達しうべきものなることを、最も確実に記録しているのである。^註

四 伊都国以後の行程記事

上に述べたように倭人伝の行程記事は原則として至の字を用いている。之は「從_レ郡至_レ倭」の書き出しが倭の諸国に至ることを目的にしていたからである。特に狗邪韓国と伊都国だけは、その地への到達を示すに至の字を使用せず、到の字を使用しているが、前者と後者との差は、前者即ち狗邪韓国の場合では更に次の後者即ち伊都国において到の字を使用するような行程の進行をひかえているのに対し、後者即ち伊都国の場合はそれと異り、伊都国が郡使駐留の場所であつたのみならず、その後の行程記事には、もはや到の字が現われず、すべて至の字のみであるという点に存する。殊に注意すべきは、最後の邪馬臺国といえども「至_二邪馬臺_一」^{○臺國}となつてい

る事実である。至と到との文字の使い分けを考慮するとき、この事實は軽視しがたいであろう。この文体では、邪馬臺國を進行の行程の最後の地点であるとは到底断言しがたいからである。

そこで伊都国に到るまでの行程記事と伊都国以後のそれとを比較考論する必要に迫られるが、この前後の文体の比較対照を初めて行われたのは榎教授であつて、その卓見は高く評価されるべきである。

だがこの比較が数個ある中において私が特に指摘したいことは、行程記事における三つの要素、方角・距離・土地(國)の記載における土地即ち國の名が記されている位置が、方角と距離との關係においていかなる配置にあるかということである。

伊都国以後の記事を見ると、奴国については「東南至_二奴國_一百里」とあるが、不弥国については「東行_至不弥國_二百里」とあつて、方角の指示に行の一字が附加されている。行の字の附加は不弥国の場合だけである。投馬國・邪馬臺國はいずれも、奴国の場合と同様に方角の指示だけであつて行の字の附加を見ない。だが之はさして重要な差異ではなく、不弥國を他の三國と同様に単に東としてもよければ、三國を不弥國と同様にして、それぞれ方角の下に行の字を加えてもよいであろう。どちらにしても、それぞれの方向に行く行程記事の体裁であることに変わりはないと思う。之に対し伊都国以前を見ると、まずそのすぐ前の末盧國から伊都国への行程に關し、「東

南陸行五百里到_二伊都国_一となつてゐる。この文は「東行至_二不弥国_一二百里」とよく似てゐるが、一つの相違点があつて、それは国名の位置が、末盧国から伊都国へ赴く場合には、方角と距離とをあげて最後になつてゐるのに対し、伊都国から不弥国に赴く場合は、方角・国名・距離となつてゐて、国名は最後ではなく方角の次になつてゐることである。之を抛りどころにして、伊都国以前と伊都国以後とを比較すると、伊都国以前は対馬・一支・末盧の三国はいずれも、それに先だつ国からの行程記事において、最後に書かれた文字が国名になつてゐるのに対し、伊都国以後においては奴・投馬・邪馬臺の三国も亦不弥国におけると同様に、国名は行程記事の最後ではなく、方角の次になつてゐるのである。伊都国以前と伊都国以後とにおけるこの対立的な差違は法則的である。決して偶然的ではない。だから私もまた榎教授の主張の如くこの点を重視する者であるが、榎氏と管見との重要な相違点は、国の字の位置以上に到の字の使用を重視し、之が決定的な意義を有することを指摘する点に存する。

このことは狗邪韓国に至るまでの行程記事を見れば、おのずから判明するのであつて、それは「從_レ郡至_レ倭、循_二海岸水行_一、歷_二韓國_一、乍南乍東、到_二其北岸狗邪韓国_一、七千余里」となつてゐるから、之は明かに方角・国・距離であり、伊都国以後の四国のそれぞれに

至る行程記事と變るところがない。だからこの部分を計算に入れると、榎教授の如くに伊都国の前後で方角と距離と国名とが、法則的に異つてゐることを強調し、之を重要な根拠にして連続的記載と列挙的記載との差違のあることを説くことはできなくなつてくる。だが、新たに至と到との差違あることに意を留めるならば、狗邪韓国の場合は到となつてゐるのに対して、伊都国以後の四国はいずれも至であつて到になつてゐる国はない。殊に注意すべきことは最後の邪馬臺もまた至であつて到ではないという事実である。既述のとおり到が至と異つて目的地に到達することを表現することにおいて決定的であることを思うとき、全部の行程記事を三段に分つならば、第一段の狗邪韓国までは方角・土地・距離の順序ではあつても、進行的記載であつたことが明かであると思う。だが第二段の対馬国以下伊都国までの四国の各々に至る行程記事と第三段の奴国以下邪馬臺国までの四国の各々に至る行程記事とを比較すると、いくつかの重要な差違の存在に気がつくが、^註殊に注意すべき点が二つあつて、その一つは各段に属する諸国への行程記事が、第二段最後の伊都国にあつては到であるのに対し、第三段最後の邪馬臺国にあつては到ではなく同段の他の国と同様に至であるという差異であり、他の差違は先に説いたように、第二段では方角と距離と土地（国）の列記がこの順序のように国名を最後に掲げているのに対し、第三段では方

角の次に国名をあげ、距離を最後においているというように、国名の位置が法則的にちがっていることである。第二段と第三段との行程記事におけるこの二つの相違点は、両段がともに行程記事でありながら、第二段は四国が逐次連続的進行形の記事であるのに対し、第三段は全く之と異り、伊都国を基点として四国の各々に対し個別的列挙的に各別の行程記事を順次掲載して成立した行程記事であると云えるのである。

国名の位置がなぜそれほど重要な意味をもつかについては、もちろん説明を必要とするであろうが、上に述べた第二段と第三段との文体の比較は方角が最初であるという点では両段は同一であり、殊に対馬国と末盧国の場合は方角の記載がないのだから、方角を抜きにして論ずるとした方が一層正確だろうと思うのであるが、そうすると両段の差は国名の位置が第二段では距離・国名の順であり、第三段では国名・距離の順であるという差違に帰着するのである。どちらだつて同じだというように思う人もあるかも知れぬが、第二段の文体はその最後が「到伊都国」で終つていることにより明かに進行形の文体であるのに対し、第三段にあつては、その最後が「至邪馬臺国」であるということ、第三段の全文が進行形の文体ではないことを思わせるうえに、更に距離と国名との文字の配置が、第二段と第三段とで逆になつているのであるから、この相違は至と

いう文字がおびていた意味そのものに影響を及ぼしているかと思ふのである。即ち至の字は同一であつても、第二段と第三段とでは含蓄を異にするのであつて、第二段では、至の字は常に一定の距離の進行が行われた後において、一定の国に至りうることを意味する場合に使用されているから、至の字が「到伊都国」と同様に到の字の含蓄を有すること明白であるのに対し、第三段では之と反対に、一定の国に至るがためには一定の距離の進行を必要とすることを示す場合に至の字を使用するのであるから、至の字はむしろ条件的に使用されているのである。「東南至奴国百里」は「東南に奴国があるが、奴国に赴くには百里を行くを要する」という意味である。或は略して「東南の奴国までは百里」の義であるとも解しうる。之はもちろん伊都国を基地としての叙述である。伊都国は魏や带方郡の使節の駐留地であつたのだから、この記載法は決して不自然ではない。この国から各国への方角と距離とを個別的に記載しているのである。このように第二段と第三段とにあつては、前者では四箇国の行程記事が連続的であるのに対し、後者ではそれが個別的であるという差違に加うるに、前者では行動的であるのに対し、後者では展望的であるという差違が存在するのである。

上記の如き新しい説明の試みは、なお他の方面から補足することができよう。倭人伝には方角・距離・国を掲げた別の場合が存在す

る。まず「女王国東渡_二海千余里_一、復有_二国_一、皆倭種」とあるのがそれで、之は方角・距離・国の順になつてゐるが、「有_二国_一」とあるように、倭種の諸国の存在を語るものである。その国への行程記事ではない。更に「有_二倭儒国_一、在其南_一、人長三四尺、去_二女王_一四千余里」というのは、国・方角・距離であつて、距離は四千余里という里数で示されているのに対し、「有_二裸国黒齒国_一、復在其東_一、南船行一年可_レ至」というもまた国・方角・距離であるが、距離は一年という時数を以て示されている。これら三者はいずれも問題の国の所在を示すのであつて、そこに至る行程記事ではないが、国名と距離との記載上の位置において、先に述べた第二段と第三段との行程記事に類似するところがある。即ち最初の女王国の東方の倭種の国の存在の記事は、距離の次に国を掲げること第二段に類するに對し、倭儒国・裸国・黒齒国の場合は、国名が距離に先んずること第三段と同断である。殊にこれらの国の場合は、国名・方角・距離の順になつてゐて、国名が最初に出ているのであるが、之は明らかに一定の国の地理的位置を示すことが目的になつてゐるからであつて、この目的のためには之が普通の形式である。魏志の東夷伝中に実例を求めると、「夫余在_二長城之北去_二女菟_一千里_一」、「高句麗在_二遼東之東千里_一」、「挹婁在_二夫余東北千余里_一」など、すべて国名・方角・距離の順である。

ここに至つて我々は倭人伝行程記事の第三段である伊都国以後の記述が、本質的にいかなる性質を有する記載法であるかということ、を、理解しようの大道に就いたと云うことができよう。国名が記載の最後に出で、一定の方角に一定の距離を進めば、一定の国に至る即ち到達するという行程記事と、国名が記載の最初に出で、一定の国は一定の方角の一定の距離の位置に存在するという地理的記述とは、全く性質を異にするものであつて混同を許さぬものであることは云うまでもない。然るに国名が方角と距離との中間にある点では、右の兩者のいづれにも存しないにもかかわらず、至の字を使用している点では、行程記事の形式を採用した記載法が別に存在したのであつて、それこそは伊都国以後の行程記事なるものなのである。だからそれは行程記事の形式を採用してゐることによつて、一見すると伊都国以前と異なるところがないように見えるが、最後の「至_二邪馬臺國_一」が到の字になつていないことと、各々の国名の位置が方角と距離との中間であることによつて、行程記事の形式のうち、地理的説明の内容を含みしめる記載法であつたことを知るのである。伊都国以後も行程記事の形式をおびてゐるので、伊都国の前後の別なく連続した行程の叙述であると見まがうに至らしめたけれども、外観によつて内実を見誤つてはならないのである。それならば魏志の筆者はなぜこのような紛らわしい記載を行うたのであるかと云えば、

それは原論文に述べたとおり、倭人の諸国に関する説明が「從郡至倭」という行程記事の形式を以て始められていたからである。

「從郡至倭」は「帶方郡から倭に至るには」の義であるが、伊都国以後の行程記事に見える「東南至_二奴国_一」以下各国に至るといふ場合の至の字は、それと同じ使用法であつて「伊都国から東南の奴国に至るには」といつた調子で解釈さるべきであると思う。至の字の含蓄と至と到との使い分けとが、倭人伝の行程記事を成立せしめていると同時に、後人をしてその文を誤解せしめる原因ともなつていたのである。「東南至_二奴国_一」の上に「從_二伊都国_一」の四字が置かれていたならば、決して誤解されることは無かつたであらう。

だが伊都国は「郡使往來常所駐」となつてゐるのだから、魏志の筆者にしてみると、郡使の行程を標準にして書かれたこの記事を、伊都国から先までも伊都までと同様に、進行型の文章として読まれることを懸念していなかつたらうと思ふ。

五 女王国と邪馬臺国との別

魏志の倭人伝は殆んど全部女王国なるものに関する記述で満たされてゐる。女王国の名は五箇所に見える。ほかに単に女王となつてゐて、女王国を意味する場合は二箇所ある。ここでは一々それらに當つて、女王国と邪馬臺国との區別について原論文を補説する。こ

の區別はこれまではまだ疑問に閉ざされてゐると云える。行程記事の解釈にからみついた難問になつてゐる。

女王国の名が最初に出るのは伊都国の条で、「世有_二王_一、皆統_二屬女王国_一」と見える。皆及び統屬が何を意味するかについての諸説はさておき、女王国を邪馬臺国なりとし、「統_二屬女王国_一」を邪馬臺国への統屬とすることは、従来広く行われている説である。それは対馬国以下不弥国までに正副の官名が見えるので、諸国の官は邪馬臺国を構成する官職であつたであらうという女王国の国家的本質に関する解釈に結びつく。それは女王卑弥呼を共同して立てて女王たらしめた諸国の結合關係について邪馬臺国の地位を頗る重視し、之をむしろ邪馬臺女王国なりとする見解に導き易いのである。このように伊都国の条に見える女王国の名は邪馬臺国中心の統一國家を連想せしめ、倭人伝に見える斯馬国以下の二十一箇国と雖も、それらの諸国と同様に正副の二官を邪馬臺中心の女王国の官職として保有していたであらうという考え方に導いてゐたものと思ふ。

女王国を邪馬臺国と同一視することができるかどうかは、女王国の解釈上不可欠の問題であるが、この二者を同一視しがたいことは次の二つの場合を合せて考えるとすぐ判明するであらう。その一つの場合は、「自_二女王国_一以北、其戸数道里可_二略載_一」の解説であつて、若し女王国が邪馬臺であるとするならば、そして従来の説法の

如くに不弥国・投馬国・邪馬臺國の三國は、北から南へと連続して
いたとするならば、对馬国から投馬国までの七國は戸数道里が略載
されていることになり、投馬国から邪馬臺國までの道里と邪馬臺國
の戸数とは略載されていないことになるであろう。然るに原論文に
述べたように、投馬国と邪馬臺國とは戸数道里に關係ある記載形
式が全く同一で区別がない。「南至投馬国」水行二十日」及び「可
五万余戸」という記載の仕方と、「南至邪馬臺國」誤國」及び「水
行十日陸行一月」という記載の仕方とは全く同一であつて区別がな
い。それらは不弥国及びそれ以前の諸國が「東行至不弥國二百里」
及び「有千余家」といつたような形式で、里数と戸数との概数を
明記されているのと全く異なるものがある。之は既考のとおり行程記
事の解釈上最も留意さるべき点の一つであるが、この点において投
馬國と邪馬臺國とは里数と戸数との略載がないという点で全く同一
であるにもかかわらず、もし女王國が邪馬臺國であると解するなら
ば、それがそうならないことになる。邪馬臺國と「女王國（邪馬臺
國）以北」の投馬國とは、この文において差別せられ、投馬國につ
いては「戸数道里の略載」があるのに、邪馬臺國についてはそれが
ないという矛盾した結果を招くのである。明らかに不当である。そ
こでこの矛盾を避けるために、仮に女王國以北は邪馬臺國を含むも
のとするならば、「自女王國」以北、特置一大率、檢察諸國、諸國

畏憚之」という文章が全く不可解になつてくる。それは云うまで
もないことながら、この解釈では邪馬臺國は女王國以北の諸國中に
属するから、みずからおいた一大率の檢察の下に立つて之を畏憚し
たことになり、奇怪至極な結果を生ずるからである。「戸数道里の
略載」という条件を考慮しなかつた従来の諸説が、問題にすべきこ
とを問題にしていなかったことが之によつて判明するとともに、邪
馬臺國と女王國とを同一視する説が、之によつて危うくなつてくる
ことも明白である。

邪馬臺國を以て女王國なりとする見方は、この國について「女王
之所都」という説明がついているから生じたのである。だが邪馬
臺國に女王の都があつたということは、女王國の首府がこの國に在
つたことを意味するのみである。女王國全部を邪馬臺國の領土であ
つたという判断を立てる材料にはならぬ。それにもかかわらず、両
者を同一視し或は一体視する見解がこれまで有力であつたのは、次
の重要な一文が存在するからである。即ち行程記事がその最後に至
つて、「自郡至女王國」万二千余里」と述べているのがそれであつ
て、人は女王國を邪馬臺國と同一視することによつて、初めてこの
文を正しく理解することができるというのが、従来広く行われた見
解である。だが果してそうなのだろうか。

「自郡至女王國」が帯方郡の首府の所在地から、女王國の首

府の所在地までの距離をさすものと解釈しうべきことは既述の如しである。夫余と挹婁国とは境を接しながら、相去ること千余里だつたと云うのは、兩國の首府の所在地の距離をはかつたからである。法的に兩國間の距離を語るには、兩國の首府の間の距離であるのが原則であつたのに相違ない。だから、「自郡至女王国」と云う場合も、帶方郡と女王国との首府の間の距離を云つたのである。帶方郡の海岸からの距離でもなければ、また女王国と邪馬臺国とが同一であつて、「至女王国」と「至邪馬臺国」とは同義であるというわけでもない。邪馬臺国は女王国の首府の所在地ではあつても、女王国自体ではなかつた。帶方郡と云えば、郡名が郡なる行政区と郡の首府とを同時に意味した。このことは魏志の東沃沮伝に漢の武帝の元封元年に朝鮮を伐ち、其の地を分つて四郡をおき「以沃沮城^註為菟郡」とあるのを見て類推しうることであり、郡は地方区であると同時に城府であつたのである。女王国の場合も同様に女王国の名において、女王国の首府たる女王の居城を指したのであつて、邪馬臺国を女王国と云つたのではない。邪馬臺国は女王国の中心となつて諸国を統合した最も有力な大國たるにすぎぬ。

女王国を地理的に説明する材料はなお「女王国東渡海千余里、復有国、皆倭種」という九州以東について書かれた実に貴重な一文である。「渡海千余里」は倭人伝の初の対馬や一支の記事にも見え

る文体であつて、ここでは女王国が九州東海岸まで及んでおり、その海岸から海を渡ること千余里という意味である。邪馬臺国が有明湾沿岸の山門郡或は今の大和町の地方であつたことは既考のとおりであるが、その邪馬臺国を盟主にした女王国は九州東海岸まで達していたのである。管見では邪馬臺国の東に、邪馬国が邪馬臺国に東に接して同じ筑後の八女郡の地にあり、為吾国が邪馬国の東北に接して同じく筑後の生葉郡にあつただらうし、その東の豊後では躬臣国が球珠郡にあつただらうと思ふのである。肥後の菊地郡が好古都国に當るなら、之も有明湾と問題の女王国の東海岸との間にあつたことになる。^註その他多くの国があつたであらう。女王国の東海岸で海を渡ること千余里に倭地があるというのは、対馬国や一支国の渡海千余里の距離に比較すると、豊後水道の東西兩岸の間の距離を倭人の言に基づいて記述したものであることは明白であつて、西方の女王国海岸は佐賀関以南の豊後の海岸である。臼杵湾や佐伯湾の地帯である。東岸即ち女王国の対岸は三崎半島以南の伊豫であつて、今日では東・西・南・北の宇和郡の地方に當り、宇和島湾をひかえている。この兩岸の距離が千余里であるというのは、両地方の間に交通が行われていたからであらうと思ふ。そうしてこの倭人伝の記事は豊後水道及びその北端の豊豫海峡を通過して、倭人の船が往来していなければありえない記事である。女王国が九州の東海岸にま

で扱がった大國であつたことは疑う余地がない。

女王國がそのような大國であつたことの証拠は、なお次の記述からも提出することができる。魏志は斯馬國以下二十一箇國を列挙して、最後に「次有_二奴國_一、此女王境界所_レ居、其南有_二狗奴國_一」と書いているが、これらは魏に通じていた三十國から既に記述された諸國を除く残余の國々であつたと思えるので、その最後に見える奴國は伊都國の東南百里にあつたという奴國の繰返しではないと云わざるをえないし、狗奴國については諸説があるが、女王國と戦つていた南方の敵國であつたのだから、古代の熊_ノ泉_ノを以て故地とする熊國であつただろうと思う。云いかえると倭人から熊と仇名された種族の有した國であつて、その位置は肥後の南部山岳地帯を占める球摩郡の地方であつたであろう。そうだつたとすると女王國は珠摩郡の北境にあつたという奴國を、その南部の國境にしていたことが判明する。邪馬臺國とこの奴國との間には、鬼奴國が肥後の菊地郡城野郷であり、巴利國が同じく肥後の託麻郡波良郷であり、姐奴國が同じく肥後の山本郡の佐野郷かも知れぬ。「不_レ属_二女王_一」とは、女王の支配に属しないことを云い、女王の名は女王國を意味したとさえ云えよう。このことは倭備國についても云えることであつて、「又_二有_二倭備國_一、在其南_一、人長三四尺、去_二女王_一四千余里」とあるのも、女王は女王國であり、その女王國はこれまで述べ來つた女王連合國

家であつたと云わざるをえないのである。

このようなわけで女王國は女王卑弥呼を盟主にいただいた連合國家であつた。邪馬臺國は女王がいた所であり、従つて恐らくこの國が連合國家をひきいる中心國家であつたのに相違なからうが、女王國と邪馬臺國とを混同すべからざることは明白である。女王國に、狹_二二義_一があるという説もよくない。広義では卑弥呼を立てて共同の女王にした諸國からなる連合國家であるが、狹義では邪馬臺國であると説くが如きは疑問の解決を混乱させるのみである。

上記の所論を強化する理由がなお一つある。それは「百_二女王國_一以北」がどこであるかである。それは以上に説き來つた女王國連邦の北に位置したのである。「自_二女王國_一以北」については二つの規定的表示がある。その一つは「自_二女王國_一以北、其戸敷道理可_レ略載」であつて、この文の解釈は原論文で特に重きをおいたことであつたが、之は戸敷道理の略載のある諸國が「自_二女王國_一以北」だという意味であるから、諸國の位置の地理的記述であるといえる。他の一つは「自_二女王國_一以北、特置_二一大率_一、檢_二察諸國_一」であるが、之はこの地方の諸國が一大率のきびしい検閲と査察の下に立つていたことを語るものであつて、諸國に関する政治的或は法制的記述であると云いうる。「自_二女王國_一以北」がこのような特殊の地域であるにかかわらず、從來その特殊性を認めなかつたのは、女王國と邪

馬臺國とを同視した結果であり、殊に「道里」と戸数の略載」という條件の記載を軽視したためであると思う。最初に掲げた「世有王、皆統屬女王國」という伊都國は女王國に統屬したのであるが、女王國の統屬の下に立つという組織は伊都國におかれた一大率の下に立つことであつた。即ち伊都國には「自女王國以北」の地方にあつた諸國を統率する任務を有した一個の機關があつて、諸國はその統率に服屬すべき關係に立つていたのである。従つて伊都國に限らず、「自女王國以北」の諸國はすべてこの一大率を通じて、女王國に統屬していたのであるということができる。ただ伊都國は歴史的に特に女王國に対する統屬が緊密であり、殊に一大率がここにおかれており、大陸諸國の使節の駐在地として定められていたので、特にこの國の王が代々女王國に統屬していることが記載されたのだろう。私は、これまで女王國を連合國家又は連邦とよんで来たが、之は、甚だ近代的感觉を伴う概念であるから、異様に感ぜられる方もあつて、恐らくそのとおりであつて、この表現はもちろん女王國の最も形式的な規定の仕方である。だが一応そのように規定しておかないとこの國の本質の検討を更に前進せしめることができないのである。女王國及び「自女王國以北」の法学的研究殊にその実体が果して何であるかは、これまでまだ正当な解決のルールにのつていないとは云えぬ。之については既記のとおり別に近稿を発表する。

六 戸数道里略載の客観性

「自女王國以北、其戸数道里可略載」の解釈を重んじたことは、原論文の一特色であつたが、その際「距離を客観的な里数で示すと正確であるが日数は主観的で正確でない。ことに海上の水行において然りである」と述べたことにちなみ、倭人伝に見える戸数道里の客観性の問題について一言しよう。距離を里数で示すことが客観的であることは云うまでもない。日数は道路の良否と歩行の遅速とによつて一定しない。殊に海上でも陸地でも舟船による航行となると、舟船の大小構造、その操運の技術、波浪風波潮流の強弱などの諸要因が關係するので、同じ舟を同じ人が操作しても航行ごとに所要日数が相違を生ずるのである。だからこのことを計算に入れると、距離が里数で表示されていると客観的に正確で信用がおけるが、日数ではいわずに歩行車行又は舟行船行の当人の主観によつて距離を語るの類であつて、客観的正確を期しがたい。倭人伝は魏や晋方郡からは、まことに遼遠の倭地について記述しているのであるから、記述の正確性は誰しも問題にするところであらう。そこで行程記事のうちどこまでは正確であり、どこからは正確を保証しえないという限界点を示すことが望ましい。この限界点を示した文章が前示の「自女王國以北、其戸数道里可略載」という記述である。そう

して「戸敷道里の略載」という要件を詳しく吟味すると、その結果は既考の如く不弥国までは要件に適合するが、投馬国と邪馬臺国とはこの要件を備えていない。そうして女王国なるものの領域を詳しく調べるとそれは一個の連合国家であつて邪馬臺国ではなく、また「自女王国以北」はまさに不弥国までを限るものであることが知られるので、両側面からの考察は一致する結果を見たのである。従来なぜこの重要な記載が見のがされたかというところ、邪馬臺国を女王国と同視する気持が存在していたうえに、「其予旁国遠絶不可得詳」という文が之を手伝うていたものと思う。だが邪馬臺国と女王国を同視しながら「自女王国以北」に関する前掲の二つの文を読むと、救いがたい矛盾におちいることは前述のとおりである。また旁国という言葉は隣国又は近国の義であるが、「其余旁国」は不弥国までの「自女王国以北」の諸国の旁国を云うのであり、「遠絶」というのは魏や带方郡から遠遠であることを云うのである。実をいえば不弥国はもとより、奴国でも伊都国でも同様の意味で遠絶の地であるけれども、魏や带方郡の使節は伊都国まで赴いて之に駐在し、奴国や不弥国は伊都国に近いので道里戸敷を確かめることができたのである。之に反して投馬国や邪馬臺については、到底之に赴くことあたわず、僅に倭人から陸行や水行の所要日数を聞いて参考にするに止まつたのである。だからこの二つの国は「其余旁国

遠絶、不可得詳」のうち、属するのである。兩國に至る道里と、兩國の戸敷とについて書いては、おくが、正確さを保証しないと断つているのである。だから之は倭人伝の行程記事を読む以上見のがすべからざる箇所である。

距離をはかるに里数を以てする方法が正確であり、日数を以てするのは正確ではない。これは極めて明白なことである。北史及び隋書の倭国伝を見ると「夷人不知里数、但計以日、其国境東西五月行、南北三月行、各至於海」と述べている。之は日本と隋との交通のあつた後のことであろう。それほどだから伊都国から南方に向つて二十日行の距離の位置に投馬国があるとか、陸行なら一月・水行なら十日の位置に邪馬臺国があるなどということは、もちろん倭人から聞いたところに基づいて書いているのであつて、魏人が实地に赴いたなら、必ず里数で書いたはずである。伊都国より先の奴国や不弥国ならまだしも、投馬国や邪馬臺国に赴いたとは、どうしても受取れぬ話である。仮に邪馬臺国に行つたとしたら、この国のことを沢山書き立てたことであろう。女王卑弥呼の居城に関する略記の如きは、倭人からの伝聞があれば沢山であつて、その記載を以て、魏人が邪馬臺国までも赴いたことの証拠とすることはできない。奴国や不弥国だつて、魏人が实地に赴いた確証があるわけではない。倭人伝は伊都国から百里の位置に兩國があると説くのみである。

魏志は倭に関する記述の正確を保証すべきは保証し、保証しがたきは保証しないという建前をとっているにかかわらず、保証つきの記述の部分において、実は頗る巨大な数字をのせておるので、到底信用したいことは、従来繰りかえし論議されたとおりでである。この誇張についてここに詳論するいとまはないが、距離に関しては狗邪韓国以後の倭人の領域においてももちろん誇張されているが、韓半島の西岸と南岸とを航行するのに七千余里であるというのが、既に誇張された数字になつてゐる。魏志の東夷伝によると、夫余は長城の北にあつたが玄菟郡を去ること千里、高句麗は遼東の東千里、挹婁は夫余の東北千余里というように、大体千里を単位にして東夷地方の諸大國の位置をはかつていたから、それらの場合の実際の距離を本にして、韓半島の七千余里という数字に接すると、明かにひどい誇大な数字になつてゐるのである。この調子で狗邪韓国対馬間、対馬一支間、一支末盧間を何も千余里だとしてゐるが、実際は三者は同一ではなく日本里で狗邪韓国対馬間は六十五里、対馬一支間は四十一里、一支末盧間は二十三里程度であるから、三・二・一の比に近いことになる。だから倭地を進むに及んで誇張が累進した格好になつてゐる。伊都國から邪馬臺國まで陸行で一箇月を要し、水行では十日を要したとあるが、陸行を里数になおすと既考のごとく、又後文に再考するとおり千五百里になる。水行十日がどれほど

の里数であつたかは計算全く不可能であるが、狗奴國は伊都國から水行二十日の南方にあつたのだから邪馬臺國よりも更に水行十日ほど南方にあつたという勘定になる。そのようなわけで倭人の國は南へ南へと延びていたと思われていたことがわかる。白鳥博士は倭人伝における距離の誇張について次の如く述べていられる。^註

「帯方の郡治から倭の北部地方まで一万七百余里といふことであるが、これを仮に他の方向に当てはめて見ると、魏の都洛陽から西方遙か東トルキスタンの龜茲や于闐のあたりまでの里数となる。この過大な数字は果してどこから導き出されたものであらうか。日程とても同様である。倭人伝の文面をそのままに解すれば、邪馬臺國は九州の南方遙かの地域に在つて、会稽・東冶の東に當るといふ処まで離れてゐる國と解せられ、その日程が過大なものであることは言を俟たぬ。云々」。白鳥博士は伊都國から邪馬臺國までの行程記事を連続的に読んでいられるから、伊都國以後の部分については管見と大に相違するが、既に不弥國に至るまでの一万七百余里が、魏の都洛陽から西方遙か東トルキスタンの龜茲や于闐のあたりまでの里数となると云われている距離の見積を、帯方郡から南方におし進めると、それだけでも悠に会稽東冶の東、即ち今の台湾に近い辺まで達することになるであらう。ただ韓半島の南岸は東行するので、その部分は南方へのばすわけにはいかぬが、そのかわり伊都國から

の距離は各国へ個別的列挙的に計算し、邪馬臺國へは陸行で一箇月、水行で十日、また投馬國へは水行二十日ということになる。更にまた邪馬臺國の南に前記の如くに女王國に属する國々があつて、更にその南に狗奴國がある。それらの距離を推算すると、邪馬臺國までだけでも「計其道里、當在_二会稽東冶之東_一」という計算が無理はないと云うことになるであらう。

戸数についての誇張に関しても、白鳥博士の綿密な計算があるが、結局一戸あたりの口数を五名として、投馬國の五万戸、邪馬臺國の七万戸は二十五万人及び三十五万人ということになつて、沢田吾一氏に従うて奈良時代の人口の推計をそのまま、あてはめても到底實状を伝えたものとはいえない誇張した数字であることを指摘されている。だが之は魏志がみずから正確を保証していない数字であるから批判の対象になるまいと思う。正確を保証している伊都國・奴國・不弥國の人口合計は十一万余になるが、之を殆ど筑前の全体の人口と見ると、沢田吾一氏が算出された奈良時代の筑前の人口九万二千七百に比して、二万人足らず多いことになるが、上代における人口の増加は極めて遅々たるものであつたから、誇張の度はおどろくほどでもあるまいと論ぜられている。だがこの見方は甘いように思える。上記の三国で筑前の全体を占めたとは云えまいと思うし、稲作農業が水田において生産をたかめた後の人口の増加を、簡単に

極めて遅々たるものであつただろうなどとは云えぬ。むしろ急速に増加していく傾向をたどり、ことに隋唐から耕作方法を学んだ後はその速度を加えたことであらう。卑弥呼が女王であつた三世紀の前半から、奈良時代の計帳が作られた八世紀の前半までは五百年に近いのである。だから魏志が正確を保証した女王國以北の諸國でも奴國の戸数二万には誇張があつたと見るのがよからう。試に三韓を見ると馬韓について五十余國をあげ、大國は万余家・小國は数千家・総じて十万余戸としており、辰韓十二國と弁韓十二國と合せて二十四國については、大國四五千家・小國六七百家・総じて四万戸乃至五万戸としている。この比例でいくと、もし伊都國を翰苑所引の魏略に従うて一万余戸とし、奴國の二万戸と邪馬臺の推定約七万戸とを合すれば約十万余戸となつて馬韓五十余國の総戸数に匹敵し、投馬國の推定約五万戸は辰韓と弁韓合せた二十四箇國の総戸数に匹敵するということになる。三韓の戸数の正確度については不明である。海岸の航行里程に甚だしい誇張のあることは既考のとおりであるから、三韓の面積もまた誇大視されていたわけである。実数より多く見積られていた疑がこい。だから倭の諸國の戸数にはげしい誇張があつたことは想像にあまりがある。中国の史家もさすがに戸数の誇大には閉口したとみえて、晋書の倭人伝には「至魏時、有三十國、通好、戸有七万」と記し、倭人の諸國の戸数の總計を七万と

している。その後は中国の史籍に戸数のことは見えぬ。

七 邪馬臺國・投馬國への行程

倭人伝の行程記事は魏略乃至魏志を撰修せしめた政府の記録であり、法的なルールに従うて書かれていると見るべきものである。私人の旅記の類と同断に取扱われてはならないであらう。このことが邪馬臺國や投馬國に至るまでの伊都國からの行程の解釈に関係があると思われ。

まず伊都國から邪馬臺國までの行程は既考の如く陸行では一月、水行では十日である。そうして帶方郡から女王國の首府の所在地であつた邪馬臺國までの距離一万二千余里から、帶方郡伊都國の一万余里を差引いた、残りの一千五百里がまさにこの陸行一箇月の行程の所要里数にあたるという説は、伊都國からの個別的列挙的な行程記載説を成立せしめる有力な根拠になるものと思うが、榎教授が唐六典卷三戸部の条に「凡陸上之行程、驢及歩行一日五十里」とあるのを参考し、魏時代も同様であつたとすると、一月の行程は一千五百里になると説かれているのは、まことに妥当の見解であると思ふけれども、立論の基礎にはなお考察の余地がありはせぬかと思ふ。白鳥博士は後漢書南蛮伝に李固駿の言葉として「軍行三十里為程、而去日南九千余里、三百日乃到」とあるのを引用し、三十日

は軍隊の倉行であるから、普通人の旅の際にはそれより十里多く四十里と見て、不弥國から投馬國を経て邪馬臺國に至る距離を考えていられる。白鳥博士の説が種々の点で無理があることを、ここでは批判する余裕を有しない。ただ普通人の旅を一日四十里とされたのは、決して妥当だとは云いがたく、榎教授の五十里説が正しいと云わざるをえない。私ができるように考えるに至つた根拠は、兩氏が引用された史料に基づくのであつて、先ず後漢書南蛮伝に「軍行三十里為程」とあるのはもちろん法定の数字であつて、唐の六典が陸上の行程は歩行一日五十里と定めているのと共に、根拠を立法におくものである。然るに唐の六典の前記の箇所を見ると、「凡陸行之程、馬日七十里、歩及驢五十里」とあつて、それにすぐ續けて「車三十里」となつているのである。私はこの行程の数字に引きつけられる。車三十里というのは、兵車を必要とした軍隊の進行の日に程に相当すると思う。だから之は後漢書の「軍行三十里為程」というのに合致すると云えると思うのである。果してそうだつたとすると、後漢と唐との行程に関する規定は少くとも、軍隊に関するかぎり同一であつたことになるのであり、進んで唐六典の歩行一日の行程を五十里とする規定は後漢でも同一だつたのではなからうかと考える。漢及び唐の尺度及び里程に関しては、先に足立喜六氏の周密な研究があり、行程についても両者の輕卒同視を容さな

いものがありはせぬかと思ふけれども、この行程の比例は上掲の二個の史料の示す限りにおいてはむりのない数字であろう。そうだとすると後漢につづく魏の時代においても、歩行は一日五十里程だつたと定めて不可はなからうと思ふのである。従つて邪馬臺國が女王國の首府の所在地として、伊都國から陸行一月であつたということは、伊都國から千五百里の位置にあつたということになり、数字的に榎説のとおり伊都國基地説が裏付けされることになるのである。陸行の行程については以上のとおりである。

次は水行の行程である。伊都國から邪馬臺國までが水行十日であり、投馬國までが水行二十日であるとは、いかなる根拠に基づくのであろうか。唐六典を参考にして水行に要する一日の行程をはかると、「水行之程、舟之重者、沂河日三十里、江四十里、余水四十五里、空舟沂河四十里、江五十里、余水六十里、沿流之舟、則輕重同制、河日一百五十里、江一百里、余水七十里」となっている。まず注意さるべきことは、水行が河江の航行を主にして規定していることである。余水とあるのも湖水のたぐいであつて海上の航行ではあるまいと思ふ。そうだとすると邪馬臺や投馬に至るための水行の距離を知るための参考にはならない。仮にこの六典の水行規定に従うとすると、最も速いのが沿流の舟の河は日に一百五十里であるが、之だとすると水行十日で千五百里になり、あたかも陸行の一月

の行程千五百里に相当する。だが伊都から邪馬臺までは河を降つて至りうる行程にはなりえない。筑後川を降るとすれば、筑前をすぎた筑後にはいつてからのことになるので、陸行三十日に對置された水行十日というわけにはいかぬ。水行一日百五十里というのは、河の流に沿うて下る最も速い場合の行程である。それであつて十日は千五百里なのだから、その他の水行の里程などは問題にならぬ。そうだとすると水行十日がいかなる根拠にもとづく数字であるか、疑問であると云わざるをえない。伊都國から發する水行の路といえは海路以外にはない。伊都から西に向つて航行し、九州の西海岸に出て、彼杵半島を迂回し、早崎瀬戸を経て有明灣に入り、その東北岸の邪馬臺に達するという順路をとるほかはないから、この航海に要する日数が、水行十日であつたとするならば、陸行に要する三十日は、明らかに計算の根拠を異にしていると云わざるをえない。そこで、生ずる疑問は、それならば、それを根拠にして書かれた数字であらうかという疑問である。同様のことは投馬國に至る航海でも云えることで、水行二十日の根拠が問題になるのである。そうして之を考へるときは勢い、伊都國において郡使が倭人から聞いた兩地に至る海路の日数がここに露出しているのではなからうかという疑がわきおこるのである。

ここに至つて我々が参考しうる唯一の材料は延喜式卷二十四主計

上に見える海路の行程に関する規定である。日本の令では、卷三十六の公式令行程の条に陸行のみを規定して「馬日七十里、歩五十里、車三十里」としていること唐六典のまるうつしである。水行については何の定もないが、集解の跡説では「船行程將有別式」としている。主計式の海路規定の如きはそれに相当するのであろう。中国では陸上の河江における水行の規定が重要であつたのに、海上の行程については規定する必要を見なかつたのに対し、我が国ではその逆であつた。主計上式には諸国から京に向つて調・庸・中男作物を輸送するに要する日数を規定している。即ち各国について陸路と海路のいずれか一つ、兩路あるものは兩者に関して行程日数をかかげているが、陸路については京へ上るための日数と京から下るための日数とをあげているのに対し、海路は上下の別を設けず一個の日数のみをかかげている。いまここで知りたいのは海路の日数がいかなる行程を示すかである。もちろん海路の便のある国についてのみ載せられているのである。例えば瀬戸内海沿岸の諸国には、多くは陸路のほかは海路をあげているのであるが、この海路の日数について、二つの疑問がある。その一つは海路は単に海上の日数のみであり、陸上の日数はいっさい含まないのであるかということ。その二はそれは往復の日数であるか、片道の日数であるかということ。この疑問に答えるため諸国の記載を比較して吟味してみたのであるが、海

路のみあげた例としては壹岐嶋から太宰府までを「海路行程三日」とし、対馬嶋からは「海路行程四日」としている。兩嶋の輸送使は肥前に上陸せず、筑前の博多に上陸しただらうと思うが、筑前国については「去府行程一日」とあつて上下の別はない。だから兩嶋からの行程はこの筑前国における行程をも含んでいるものと思われる。九州の他の国はすべて太宰府までの行程に上下の区別を立てているのに対し、筑前国ではこの区別を立てていないのは、行程一日が上下を含んでいるためであると思われる。そうだつたとすると壹岐・対馬から太宰府に至る行程も、上下の兩行程を含んでいたのだということになる。この理に従い延喜式によつて平安時代の海上航路に関する法定の日数を算出するには、式の海路行程から陸路に要する日数を引いて、残つた日数を二分すればよいということになる。例えば佐渡からの海路四十九日は敦賀までは海路であとは陸路をとつた往復日数であろうから、仮に越前国の陸路の行程上七日下四日を合せた十一日をそれから引くと残三十八日が海上の往復日数であり、片道はその半分の十九日ということになる。そこで試に海路十日に近い国を求めると、長門国からの海路二十三日が参考になる。長門の国府は海岸^{註A}の長府にあつたから海までの日数を要しなかつたこととし、また難波から京までの往復の陸路は規定どおり一日を引くことにすると、二十二日が瀬戸内海の往復行程であるから、

その半分の十一日が平安時代において瀬戸内海を東西に航行するに要した公定の日数だったということになる。

右は平安時代の内海の行程であるから、古く六世紀も遠くはなれた三世紀の九州沿岸における外海の水行日数を考えるうえに、どれほど役立つか疑問であるけれども、投馬國が伊都國の南水行二十日の位置にあり、邪馬臺國と同じく南水行十日の位置にあつたという場合の兩國の位置を、右の海路の日数を参考にして考えると、ことは無意味ではあるまいと思う。

延喜式の海路のうち十日に近い行程を求めると、前記のように長門の國府の所在地から瀬戸内海の島々の間をたどつて大阪に至るまでが十一日であつた。之は伊都國から邪馬臺國までが水行十日であつたという倭人伝記載行程と比較していかかであろうか。後者は前者よりも一日少い。邪馬臺國も伊都國も海岸であつたが、水行の行程が陸路を計算に入れていたか否か明らかではないが、倭人から聞いた日数だつたとすると、恐らく兩國の海港から海港までの日数であつたであろう。そうだつたとすると、伊都の海港であつたと思える今日の福岡県前原町を發して西航し、九州西岸をめぐるつて有明湾に入り、邪馬臺國のあつた今日の大和町に達するまでの日数と前記の瀬戸内海の日数とがほぼ相近いことになる。詳細な計算は到底不可能であるが、この二つの水行を比較すると、倭人の方が平安朝の

官人よりも相当長い日数を要したことに疑^{註A}はない。投馬國は日向の妻だらうが、既考のとおり海路が遠い上に途中に難所が多いので、邪馬臺國までの水行の二倍の日数を要した勘定になるのにむりはない。だから伊都國から兩國への水行の日数は、倭人から聞いた日数をそのまま載せているのだと思う。

魏志が倭人から聞いた水行の日数に手を加えていないと思われ、理由は、次項で説明するようにその行程記事が陸行本位であつたからである。ただ二十日及び十日という整数をそのまま受取つてよいかは甚だ疑問であつて、過不足を去つて整数になおすという工作は行われたことであろう。

八 陸行と水行との行程のアンバランス

水行の日数が一応事実を伝えたものであつたとき、問題となるのは伊都國から邪馬臺國までの陸行の行程が一月であるとなつてゐることである。海路では十日で達する距離が陸路では三十日を要するというのは甚だ道理にあわぬ話である。陸路が遠く迂回しており、海路が直接の短距離であるならともかく、伊都・邪馬臺間はその反対で、陸路の曲折に比して海路はその三倍ばかり廻り路をして同じ邪馬臺國に達したのであるから、陸行の三十日は水行の十日に比し甚だ誇張された計算法に基づいてゐることが明白である。然

らば伊都・邪馬臺間三十日という陸行の行程は、全く根拠のない虚妄の数字であつたかといへば、決してそうではない。反対に倭人伝の行程の計算法からいへば、この数字の方が水行の数字よりも適切であつたと云わざるをえない。という理由は、既考の如く伊都から邪馬臺国までの行程三十日を里程になおすと千五百里であるが、この数字は一支国から末盧国までの千里に末盧国から伊都国までの五百里を加えた里数である。末盧と伊都との距離の三倍だと云つてもよい。いま伊都国の故地から奴国の故地を経て南下し、それほどの距離を進むと山門県の故地であつたという由緒のある山門郡或は今日の大和町に達する。邪馬臺なる地名が之にふさわしいことは、從來諸家の認めているとおりでである。だから倭地に関する記載に著しい誇張のあることを前提となしつゝ、これは地理的に当然生ずる数字であつたと思われるのである。伊都において魏使はもちろん倭人に対し、女王国の首府のある邪馬臺国までの距離を問うたであらう。倭人は之に対して恐らく水行の日数のように陸行の日数を答へたであらう。或はまた、その距離を伊都から奴国までの距離(百里)の十数倍だとか、末盧から伊都まで(五百里)の距離の三倍位だとかいつたような答え方をしたかも知れない。それはともあれ、末

盧・伊都間の五百里は十日の行程であり、伊都・奴間の百里は二日の行程であるというように誇大化された倭地に関する距離計算法を、

同じ比例でいま問題である場合にも適用した魏略——魏志の種本——の筆者が、倭人から聞いた實際の日数をはなれてそれを陸行三十日の行程であると表現したのは、しごく当然であつてならためらうところはなかつたであらう。もちろんこの場合も三十日とか千五百里とかいう整数に収めるように工作したのであらう。

このようなわけだから伊都国から邪馬臺国に至る行程では、水行十日と陸行一月とが甚だしいアンバランスになつていたのである。魏志の筆者はよくもこのような記事を平気で書いたものだと思えるほどであるが、それは中国人は陸路を語るのが常例であつたから、倭人の國が島國であつても陸路の記事に重きをおき、海路の方を粗略にしていた結果であらうと思う。中国の周囲の蛮地を見まわすすべて大陸の続きである。北も西も南も涯しなく陸地がひろがり、数多くの異國が遠いところまで連なつてゐる。東を向いても東夷の諸國は、どれもこれも陸地続きのすいぶん広大で、そこに未開の民族がうごめいている山野であつた。然るに倭人の國だけは韓半島近海の小島であつたのでは話にならぬ。帯方郡から南方へ一万里以上を航海した後に、やつとのことその本土に到達しうるのが倭であつて、しかもすばらしい大国であると書き立てたとき、初めて大げさな中国人の世界観を満足せしめるのであつた。一万里という中国人が経験しない大航海の後に現れた倭人の國は、鬼神を扱う女王の支

配の下に立つているということは、よほど中国人の異國観を満足せしめたであろうが、こうした国がちつぽけな島だとあつては、彼等の世界観の常識に反することになるであろう。これが一小島にすぎぬ九州本島を、一大王国のように書かざるをえなかつたゆえんである^註と思う。

倭地に至るまでの長々しい里程の上に、伊都国から邪馬臺国までを行程千五百里で三十日を要する遠隔地にあると書いているのは、誇張もまた甚だしいと思えようが、^{註A}世界の中心国を以て自任した中国人の大膽的な世界観は、地理上の現実を無視しないと、他の地方の記述と鈎合がとれぬと感ぜられたであろう。この見地からいうと、伊都国から邪馬臺国への行程は陸行一月が眼目であつたのである。水行と陸行とのアンバランスは問題にならなかつたであろう。読者は日本列島中の九州の地理を全く知らなかつた中国人であつた。魏略や魏志によつて初めて倭人の本土とはこんなものかと想像したのである。その上に伊都国以後の行程記事は、中国人ですら連続的進行の行程であると読むならわしを生じたほど誤解され易かつたのであつた。「水行十日・陸行一月」とあつても、水行の方は念頭になく、ただ海路でも至りうるという程度に扱っていた。陸行一月のみを重きにおき、伊都国から千五百里の南方に及ぶという遠方に女王国の首府があるというように書いてるのである。だから倭地は海

中の州島で、その北岸狗邪韓国から邪馬臺国までは周旋五千余里と見積り、又はその道里をはかると、ほぼ会稽東冶の東方海上に達すると云つたわけで、それらは事実をはなれた文学的表現に近いものであつた。中国の学者がいかにか魏志所掲の水行記事を無視したかは、北史に倭国は「其国境東西五月行、南北三月行」としているのを見てもわかる。之は大和を中心とする日本について書いたものである

が、東西五月行が日本は南北よりも東西に長い国であることを知つた後に書かれたからであるのに対し、南北三月行が魏志に基づくものであることは北史がそのすぐ次に邪摩堆は魏志のいわゆる邪馬臺なりとし更に続けて魏志の文を引用しているのを見てもわかる。なぜ三月行としたかは伊都から邪馬臺まで千五百里が一月行、狗邪韓国のあとをうけた任那から、対馬・杵岐・末盧を経て伊都までが三千五百里であるから行程は二月と十日になり、合せて三月と十日になるわけだが、整数になおして南北三月行に見積つたわけであろう。こうなると朝鮮海峡が全部陸行に見積られていくわけで、水行は全然無視されているのである。之を以て見ても中国人の考え方がいかに海洋を軽視し、陸地本位であつたかを知りうるであろう。今日の史学から論ずると、伊都・邪馬臺間が水行十日であり、伊都・投馬間が水行二十日であつたという記事が、三世紀の九州を知るための最も貴重な史料であるにかかわらず、魏志の筆者は殆んどその価値

を認めていなかた。こんな考え方だつたから、虚妄に近い誇張をかえりみず、筆者は叙述の正確を主張し、伊都国まで及びそこから僅に百里の奴国と不弥国とに至るまでは、戸数道里を略載することができ、それより南は「旁国遠絶、不可得詳」と逃げて、平然たることをえたのである。

伊都国から投馬国へは水行二十日であり、邪馬臺国へは水行十日であるならば、投馬国の方が伊都国よりも水行十日だけ南方にあつたことになる。それならば伊都国以後の行程記事においても、近きより遠きに及ぼす筆法に従い、邪馬臺国を投馬国よりも先におくべきであつたではないかという疑問がおこるであらう。それがそうではなく、投馬国・邪馬臺国の順になつてゐる。この記載順は人をして伊都国以後の行程記事を連続的進行の文章の如くに誤認せしめるに至つた一因をなしてゐる。そしてまたそのように読む者をして投馬を筑後川沿岸の三瀧に求めしめるに至つてゐる。延喜式卷二十八によると筑後国の駅馬が上妻におかれてゐる。ツマの音の聚落が筑後川の中流にあつて、陸行水行共に中継地になつていたことが想像される。既に三世紀においてさうであつたかも知れない。だから連続的読法の論者がこの地を投馬にあてたのは理由がないとはいへぬが、原文は連続的ではなく列挙式個別的に読むことにより、初めて正解に達しうべきものである。それなら魏志はなぜ投馬を先にし邪

馬臺を後にしたのであるかというに、伊都国からの行程がその出発にあたり、投馬国は九州北岸を東にとつて進み、邪馬臺国はそれを西にとつて進んだため、東の投馬国を西の邪馬臺国よりも先にしたとも考えられる。だがそれはそれとして認めつつ、なお一つの大きな理由は、邪馬臺国は水行十日陸行一月の行程にあるという記事において、既述のとおり陸行一月に重きをおいているという事実である。即ちこの国を頗る遠隔の地にあつたものとしてゐる。加うるに邪馬臺国は女王国の首府の所在地であつたから、この国に至ることを諸国列挙の最後においたのであらう。そのことは行程記事の最後を「自_レ郡至女王国_二万二千余里_一」で結んでゐることと対応する。

倭人伝の初に「從_レ郡至_レ倭」とあるのが、帯方郡から倭の諸国に至ることをいうものであることは既述のとおりであるが、倭の諸国を統一する者は女王国であつたから、倭に至ることは女王が居る所_レの国である邪馬臺国に至ることを以て行程の終点とするというのが、至当な記述法であつたと云つてよからう。水行が何日であらうと問題ではなかつた。ただ我々は水行二十日という日数によつて、投馬国の位置が日向の妻即ち今日の宮崎県西都町であつたことを推定しうる鍵をにぎることができると考へるのである。^註

註 頭記の数字は本誌の頁数である。

〔一一三〕 初め便宜上改定史籍集覽本を使用した、汲古閣本十

七史の後漢書には「案今名邪摩推者、音之訛反」とあつて、推の字を使用し、原論文引用の最後の文字は也ではなく反である。松下見林がいかなる本によつたかはまだ確かめていないが、その後王先謙の後漢書集解に當つて見ると、惠棟の説として「注邪摩推、案北史、推当作堆」となつてゐる。

〔一三三〕 A 北史は初めて隋と倭との修交について記録しているが、この記録を作る為に使された元の隋又は唐初の材料には、おそらく大和を邪摩堆と表現していたことであろう。

〔一三四〕 日本書紀が邪馬臺を大和にあててゐるとすれば、それは兩者の音が同一であつたがためではなからう。それよりも従来説かれてゐるとおり、神功皇后を卑弥呼の年代におき、皇后を神秘化し、日本紀年を太古に向つて延長するために都合がよかつたからであらう。

〔一三〇〕 倭人伝にはなお詣の字を使用した場合があるが、之は倭からは帯方郡や魏の京都に、帯方郡からは倭国に参向する場合に用いられた。至及び到の如き到達には直接の関係がない。

〔一二二〕 本文以外の差異の重要なものは第二段は「始度一海」とか、「又渡一海」というように、文体が明かに進行形であることのほかに、各国に関する記述が実地の見聞によるものであるのに対し、第三段ではそれらのことがないことである。

〔一二四〕 駐の字は説文には「馬立也」と見えるが、康熙字典を参照すると、玉篇に馬止とあり。釈名に駐株也、如株木不動とあり。馬が進行を止めて動かぬことを意味した。だから「郡使往来常所駐」というのも、郡使の進行はここを最後として停

止するという意味を含んでゐたものと思う。駐、到の二字を見つめると、伊都国以後を到底伊都国以前と同様に進行式の記事と見ることはできない。

〔一二六〕 〔一二七〕 拙稿「魏志の倭の女王国の政治地理」『史学雑誌』六二編九号、頁四九以下。

〔一三〇〕 白鳥庫吉、「卑弥呼問題の解決」上、『オリエンタリカ』一号、一九四八、頁四九。

〔一三一〕 白鳥庫吉、同上、下、同誌二号、一九四九、頁六一。

〔一三三〕 足立喜六『長安史蹟の研究』昭和八、第二、漢唐の尺度及び里程考、頁三九以下に漢朝の一里は我が三町四十八間であつたが、唐朝の一里は我が五町に相当すると考証している。また漢以後隋までは、尺度に格別の差異がなかつたものと見てゐる。漢と唐とで一里の長さが三町四十八間と五町との差があつたとすれば、陸行の行程がたとい里数においては同じであつても、実数には之に従うた差があつたことになるので、なお研究すべきものがある。

〔一三四〕 畿内では山城は行程がない。大和、河内、摂津は行程一日、和泉は二日である。いずれも上下の別がないから上下を合むのである。伊賀になると、上二日下一日の別あり、近江国は上一日下半日である。陸路の行程を主としながら海路をふくみ、海路を主としながら陸路をふくむ場合は、主とするところに従うて、陸路又は海路の行程としてゐる。例えば阿波国の行程上九日下五日、海路十一日はそれである。佐渡国の行程上三十四日下十七日は渡海して越後に上陸する海路をふくみ、海路四十

十九日には敦賀京都間の日数をふくんだわけである。九州本島の各々からは、すべて太宰府に至る陸路の日数のみ記されているので、海路についての比較はできない。

〔一三四〕 A 行程はその国の国府を基地にして計算されている。京都の所在国である山城国には行程の記載がない。

〔一三五〕 伊都国は古の怡土郡にあたり、その城府は後の怡土村の辺にあつたであろう。前原町は伊都国の外港に相当する。魏志に見える伊都国の津は前原町の港であつたものと思う。帶方郡の郡使の駐在の庁舎がこの外港にあつたか、伊都国の城府にあつたかは疑問であるが、後世の例を参照すると外港の前原にあつたのであろう。投馬国の所在地であつたと推定される日向の妻は一ツ瀬川の下流にあるが、地勢を按ずるに、三世紀では佐土原のあたりまでは入海になつていたのであろうし、投馬国は近所に良港をひかえていたのであろう。

〔一三五〕 A 既考〔原論文註九〕の伊都邪馬臺間三〇〇キロを瀬戸内海で計れば、仮に直線的コースにして、長府から宇野に達せず、難波まで倭人ならば十四日余を要したことになる。

〔一三五〕 B 原論文註七の終の方に魏志には倭人から聞いた所要日数を中国の官人の行程に換算した数をのせているだろうと書いたが、いま本文の如く考えるに至つたのでその部分を訂正する。仮に換算を企てても不可能に近いほど困難であつただろうが、陸行の場合と同じ比例で換算するとしたら、十日及び二十日はそれぞれその数倍の日数になつたであらう。

〔一三六〕 連続的説法によつた学説では、陸行一月を長きに過ぎ

るとして、一月は一日の誤であるとしたものもあるが、本文所論のように、一月(三十日)という数字はそれまでに出ている日数と調和した数字であり、行程記事の性質上重要な意味をおびているのである。

〔一三七〕 倭人伝に見える里程日程の誇張の理由について、白鳥博士は倭国に赴いた経験ある者などが、倭国討伐反対論者であつたので、中央政府をして討伐の到底実行しがたいことを知悉せしめ、倭国征討論を封殺する為に誇張したのであると説かれてゐるが(前掲『オリエンタリカ』一、頁五一)、いかがであらうか。

〔一三七〕 A 誇張の程度は、旧唐書地理志河南府の条に洛陽を長安の東八百五十里となし、両地の距離が千里に満たぬこと百五十里であつたことによつても察知されるであらう。

〔一三八〕 原論文所述の如く、新井白石は投馬を玉名郡にあてていたが、後には託麻郡を考へた。宮崎道生『新井白石の研究』頁四五二、四五七。その理由は不明である。投馬国の位置を考へる上には、この國には弥弥及び弥弥那利と名づけられた正副の官があつたという点で、女王國以北の附庸諸國に類するものがあることを注意すべきであつて、之は投馬國が女王國連邦の構成國でなかつたこと、従つてこの國が女王國の周辺地にあつたことを語るものと思う。九州では最もおそく聞かれたと思はれる地方の一部である日向に投馬國があり、女王國の支配をうけていたのは、恐らく女王國殊にその中心の邪馬台國からの開闢によるもので、女王國とは、文化の古い女王國以北に比べて全く異つた政治的關係に立つていたのであらう。それは官名に卑奴母離がないのを見てもわかるが、考論は他日にゆずる。

Lord and Village in the Feudal Society

—reconsideration of the study on Cities in the Middle Ages—

by

Toyoyuki Sabata

Many monographs of cities in the Middle Ages heretofore have had a solitary inclination in weak relations with other researching aspects in the history of the Middle Ages. As a trial to overcome this weakness, this article tries to explain the question in what relation the phenomena of the so-called 'Merchants' settlement', as a premise of the formation of European cities in the Middle Ages, were with the change of relation between lords and villages.

Our temporarily outline is as follows :

- 1) the phenomena of 'merchants' settlement' were more or less a link of the phenomena of 'collecting of villages' in the country, and its progress also was the forming process of real villages in the Middle Ages.
- 2) the fact that such a wide migration of peasants as led to 'merchants' settlement' and 'collecting of villages' was made possible was then due to the rapid rise of Ban-lords, or real feudal lords trying to establish a new single ruling sphere of territory, doubled over the former dispersed control of manors.

Certainly 'agrarian revolution in the Middle Ages', what we may call, to develop the agricultural power of production was the basis of these two changes.

Supplement for "A Note on the Problems of the *Yamataikoku* 邪馬臺国"

by

Kenji Maki

By supplementing my monograph in "*Kokushi-ronshu* 国史論集," the writer wants to explain the following problems in detail :

- 1) the reason why the *Yamato* 大和 theory cannot be accepted especially in phonology.

- 2) the distinction of the words 至 and 到 in their use in *Sangokushi* 三国志.
- 3) the change in the meaning of the word 至 before and after *Ito* 伊都国.
- 4) the reason why the travels have been misled after *Ito*.
- 5) contradiction to which the theory identifying the queen state with the *Yamataikoku* 邪馬臺国 was led.
- 6) calculating methods in days of travel by sea to both *Toma* 投馬 and *Yamataikoku*.
- 7) the fact and its reason of neglecting the days of travels by sea in *Gishi* 魏志.
- 8) degree and its reason of exaggeration of *Ri* 里 or *Ko* 戸 by number.